様式第４号別紙（１）

別紙（１）（施設・設備整備事業又は車輌整備事業の場合）

助　成　額　算　出　内　訳

|  |
| --- |
| 事業者名 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 総事業費  （Ａ） | 対象外経費  （Ｂ） | 助成基本額  （Ａ－Ｂ）（Ｃ） | Ｃ×決定時  助成率（Ｄ） | 助成限度額  （Ｅ） | Ｄ（Ｃ注６）又はＥのいずれか低い方の額　　　（Ｆ） | 助成額  （Ｇ） |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

注１　「総事業費」の欄は，事業に要した経費の総額を記載すること。

注２　「対象外経費」の欄は，総事業費のうち，助成の対象外となっている経費の合計額を記載すること。

　　　　※　次の経費は，対象外経費となるものであること。

施設整備事業における土地の購入費及び造成費。

車輌整備事業における車輌の付属品の費用，各税金等本体価格及び助成金により購入した車輌である旨の表記に要する経費以外の経費。

注３　「助成基本額」は，総事業費から対象外経費を控除した額を記載すること。なお，車輌整備事業の場合は，本体価格（値引きがある場合は，値引き後の額及び表記に要する経費）になるものであること。

注４　「Ｃ×決定時助成率」の欄の助成率は，決定時の助成率とすること。ただし，市町村社会福祉協議会が行う車輌整備事業の場合は，斜線とすること。

注５　「助成限度額」の欄は，次の額を記載すること。ただし，車輌は審査基準に基づくこと。市町村社会福祉協議会が行う車輌整備事業の場合は，排気量に合わせて記載すること。

　　　・　助成を受けて整備した施設又は設備が社会福祉事業又は更生保護事業に供するものである場合は，3,000,000円。

・　助成を受けて整備した施設又は設備社会福祉事業及び更生保護事業以外の社会福祉を目的とする事業に供するものである場合は，1,000,000円。

　　　なお，社会福祉事業とは，社会福祉法第２条第２項又は第３項に規定する事業であり，更生保護事業とは，更生保護事業法第２条第１項に規定する事業であること。

注６　「Ｄ又はＥのいずれか低い方の額」の欄は，Ｄ欄の額とＥ欄の額を比較して低い方の額を記載すること。ただし，市町村社会福祉協議会が行う車輌整備事業の場合は，Ｃ欄の額とＥ欄の額を比較して低い方の額を記載すること。

注７　「助成額」はＦ欄の額の千円未満を切り捨てた額を記載すること。ただし，市町村社会福祉協議会が行う車輌整備事業の場合は，Ｆ欄の額を記載すること。